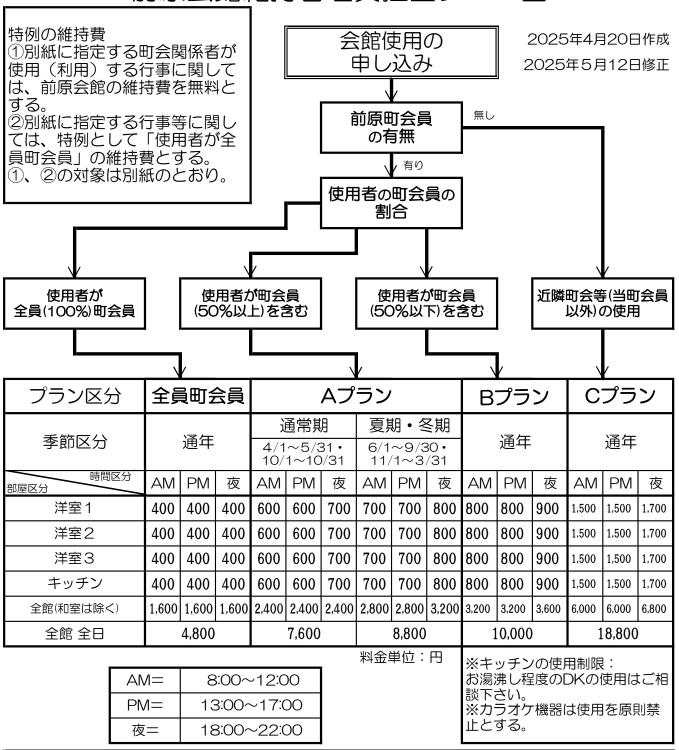
前原会館維持管理負担金フロー図



前原会館のご使用にあたってのお願い

次に該当する場合には、前原会館を使用することはできません。

①営利を目的に行う商品の販売、サービスの提供、契約、予約、宣伝行為、興行、特定の 商品・サービスの勧誘や宣伝、自らの事業拡張または販売促進に繋がる講座・相談会

②公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき

③前原会館の管理上支障があると認められるとき

※このフロー図は、前原会館管理委員会規約及び前原会館使用管理規定等に基づき、令和元年前原町会総会「(第14号議案)前原会館維持管理負担金一覧表(令和2年4月12日付)」の一部を改正して作成した。

(別紙)

維持費不要の対象行事等	特例の維持費対象行事
1 町会の活動使用	1 宿連寺老人会
① 役員会議	2 老人会富勢支部芸能会
② 班長会議	以上
③ 埋立協議会	
④ 総会開催	
⑤ 新年会開催	
⑥ 敬老祝賀会	
⑦ その他、活動使用	
2 つくし会活動使用	
① 定例会議	
② 役員会議	
③ 総会開催	
④ 新年会開催	
⑤ 忘年会開催	
⑥ お楽しみ会	
⑦ その他、活動使用	
3 子供会活動使用	
① 定例会議	
② 役員会議	
③ お楽しみ会	
④ その他、活動使用	
4 グランドゴルフ活動使用	
5 柏市障害者福祉会	
① 新年会開催	
② 忘年会開催	
③ その他、活動使用	
6 社会福祉協議会	
① ゆうゆう会	